

一五

乙 第 六 〇 〇 號
昭和二十五年八月十三日
決定
昭和二十五年八月十三日
施行
昭和二十五年八月十三日

訓長

年 月 日

總理廳官房 總務課長

内務省地方局長宛

昭和二十五年八月二日附地登乙第五三九号の特別市制に関する件については、總理廳部内より別紙のとおり回答があつたので右により御承知願ひ

尚總理廳恩給局及び戦火復興院は直接貴局宛回答せられたるものにつき申添えらる。

（註）

調査第 四八五 號

昭和二十二年八月八日

總理廳官房庶務課長



總理廳官房庶務課長 殿

特別市制に関する件

茲に御照會になりました押記の件左記の通り回答致します。

記

- 一、公職選挙審査委員会官制中に都道府縣公職選挙審査委員会と同等の権限を有する特別市公職選挙審査委員会の設置を規定する必要がある。

内閣

二、該審査事項はない。

三、都道府縣の資格審査に関する事務の中特別市に属するものはこれを特別市に移す必要がある。

局発第七八二号

昭和二十二年八月十二日

総理廳統計局長 森田 優三

総理廳官房總務課長 佐藤 朝生 殿

特別市制に関する件

八月五日附総理廳乙第六〇号を以て御照会の標記の件に関し当局に於ては別紙の通り報告申上げる。

裏面白紙

裏面白紙

特別市制施行に伴ひ当局に於て法令上の措置を要するもの

記

一、昭和二十二年臨時國勢調査規則

昭和二十二年七月五日
總理廳令第九号

一、人口動態調査令

昭和二十一年九月二十八日
勅令第四四七号

一、同

施行細則

昭和二十一年九月三十日
閣令第七七号

一、人口動態調査票及び送致目錄作成心得

昭和二十一年九月三十日
内閣訓令第五号

一、生計費指数資料実地調査令

昭和二十二年五月八日
勅令第一八三号

一、同

施行規則

昭和二十二年五月八日
閣令第二号

一、生計費指数資料実地調査令施行細則

昭和十九年十一月七日
内閣訓令第六号

内

閣

裏面白紙

一、事業所統計調査規則

昭和二十二年七月五日
総理廳令第一〇号

一、勤勞統計調査令

昭和十九年四月十五日
勅令第二六五号

尚 (二)、地方機關の権限及び管轄区域等の変更に関する事項(三)、地

方各種公共的團體の区域の変更及び事務の配分に関する事項
右記二事項については当局に於ては該当するものはありません

内
閣

裏面白紙

昭和二十二年臨時國勢調査規則

(二二、七五)

第二十條 この總理廳令中市町村又は市町村長に関する規定は、これらに準ずるべきもの及び東京都の区の存する区域にあつては各区又は各区長にこれを適用する。

昭和二十二年臨時國勢調査施行心得

第五十六條 規則第二十條の規定はこの訓令にこれを準用するこの訓令中市町村要計表又は市町村統計表とあるのは、東京都の区にあつては、夫々区要計表又は区統計表とする。

内閣

昭和二十一年勅令第四四七号

人口動態調査令（抜萃）

第六條 この勅令では市町村長には、東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区の区長を、府縣知事には、東京都長官及び北海道廳長官を含む。

裏面白紙

昭和二十一年閣令第七十七号

人口動態調査令施行細則（抜萃）

第十四條 市町村の廃置分合、境界変更又は名称変更があつた場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に、その旨を直ちに報告しなければならない

第二十條 この総理廳令では、市町村には、東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区を、市町村長には、東京都、京都市、大阪市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区長を、府縣支廳には、東京都支廳及び北海道廳支廳を含み、又別表中市区町村として、特に、市町村と併せて掲げてある区は、東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区をいふ

第四條 第一項の人口動態調査票の送付の期限は、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市においては、区長がその市長に送付する期限とし市長はこれを取りまとめて二十日までに都道府県知事に送付しなければならない

昭和二十一年内閣訓令第五号

人口動態調査票及び送致目録作成心得（抜萃）

第二十三條 この訓令では、市町村には、東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区を、市町村長には、東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市、名古屋市及び神戸市の区長を、府縣には東京都及び北海道を、府縣知事には東京都長官及び北海道廳長官を含み、又この訓令の中に市区町村として、特に市町村と併せて掲げてある区は、東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区を謂ふ

内
閣

原本不明瞭

裏面白紙

生計費指徴資料與地圖查令

(昭和十二年五月八日
勅令第百八十三号)

昭和十九年勅令第六三七号(昭和十九年十一月十五日公布)
昭和二十年勅令第七三六号(昭和二十年十二月三十一日公布)

第四條 生計費指徴資料與地圖查令ハ前條ノ地域ニ營業所、事務所等ヲ
有スル左ノ各号ノ一ニ該当スル者及前條ノ地域ニ賃貸家屋ヲ所有者
ハ管理スル者又ハ賃貸家屋ニ居住スル者ニシテ地方長官ノ選定シタ
ルモノニ就キ之ヲ行フ

- 一 物品小賣業者
- 二 水道事業者
- 三 電気事業者
- 四 ガス事業者
- 五 浴場業者
- 六 娯樂業者

原本不明瞭

裏面白紙

七 地方鉄道業者又ハ軌道業者

八 一定ノ距離ニ依ル自動車ノ運業者

九 活動写真興行者

十 商工組合其ノ他第一條ノ統計資料ヲ報告スルニ適スル者

第七條 地方長官ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄区域ハ東京都長官ニ在リテハ東京都ノ区ノ存スル区域ヲ除クハ内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第八條 東京都長官ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ東京都ノ区ノ存スル区域ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

市町村長ハ地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ管轄区域内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

東京都ノ区ノ存スル区域並ニ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ東京都長官又ハ市長ハ其ノ指揮監督ノ下ニ区長ヲシテ調査ノ一部ノ執行ヲ掌ラシムルコトヲ得

原本不明瞭

裏面白紙

第十條 生計費糧穀資料調査員ハ地方長官之ヲ命ズ

生計費糧穀資料調査員ハ名譽職トス

第十三條 市町村長ハ毎月ノ生計費糧穀資料調査員ヲ其ノ月ノ二

十日迄ニ地方長官ニ提出シ地方長官ハ其ノ月ノ二十五日迄ニ之ヲ内

閣總理大臣ニ提出スベシ

内

閣

裏面白紙

生計費指徵資料実地調査施行規則

(昭和十二年五月八日
閣令 第二号)

改正

昭和十九年閣令第三六号 (昭和十九年十一月十八日公布)
昭和二十年閣令第七三号 (昭和二十年十二月三十一日公布)

第一條 市町村長(東京都ノ区ノ存スル区域ニ在リテハ東京都長官)

ハ生計費指徵資料実地調査令第四條ノ期定ニ依リ選定ヲ受ケタル者
(價格報告者)ニ就テ調査スベキ各項目ヲ指定スベシ

生計費指數資料実地調査施行細則

(昭和十九年十一月十八日
内閣訓令第六号)

改正 内閣訓令第七号 (昭和二十年十二月三十一日公布)

第一條 東京都ノ区ノ存スル区域以外ノ地域ニ在リテハ地方長官ハ市町村長ノ推薦ニ基キ適當ト認ムル者ヲ價格報告者トシテ選定スベシ
東京都ノ区ノ存スル区域ニ在リテハ東京部長官ハ適當ト認ムル者ヲ價格報告者トシテ選定スベシ

第二條 東京都ノ区ノ存スル区域以外ノ地域ニ在リテハ地方長官ハ市町村長ヨリ價格報告者ニシテ第十一條ノ要件ヲ欠キ又ハ弊害其ノ他ノ事由ニ依リ價格報告者トシテ不適當ト爲リタルモノアル爲他ノ適當ト認ムル者ヲ推薦シ來リタルトキハ調査ノ上不適當ト認ムル者ニ對シ其ノ選定ヲ取消スト共ニ他ノ適當ト認ムル者ヲ價格報告者トシテ選定スベシ

裏面白紙

東京都ノ区ノ存スル区域ニ在リテハ東京都長官ハ價格報告者ニシテ
第十一條ノ要件ヲ欠キ又ハ轉業其ノ他ノ事由ニ依リ價格報告者トシ
テ不適当ト爲リタルモノアルト認メタルトキハ不適当ト認ムル者ニ
對シ其ノ選定ヲ取消スト共ニ他ノ適当ト認ムル者ヲ價格報告者トシ
テ選定スベシ

第三條 地方長官ハ價格報告者トシテ選定シタル者ニ項目ノ順序ニ依
リ調査番号ヲ附スベシ

第四條 地方長官ハ價格報告者ヲ選定シタルトキ又ハ其ノ選定ヲ取消
シタルトキハ其ノ氏名又ハ商号、營業所、事務所等ノ所在地又ハ住
所、調査番号及選定又ハ取消ノ年月日ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ
東京都ノ区ノ存スル区域以外ノ地域ニ在リテハ地方長官ハ前項ノ報
告ト共ニ之ヲ市町村長ニ通知スベシ

第五條 地方長官ハ生計費指數資料調査員（以下調査員ト称ス）ガ疾
病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査事務ニ從事シ難キ旨ノ報告ヲ市

町村長（東京都ノ区ノ存スル区域ニ在リテハ調査員）ヨリ受ケタル
 トキハ速ニ他ノ調査員タルニ通告ト課ムル者ヲ任命スベシ
 第六條 地方長官ハ調査員ヲ任命シタルトキハ其ノ氏名ヲ告示スベシ
 東京都ノ区ノ存スル区域以外ノ地域ニ在リテハ地方長官ハ前項ノ告
 示ト共ニ之ヲ市町村長ニ通知スベシ
 第七條 地方長官ハ内閣統計局長ヨリ生計費徴収資料実地調査票（以
 下調査票ト稱ス）用紙其ノ他ノ印刷物ノ交付ヲ受ケタルトキハ一部
 分ヲ予備ノ爲保存シ其ノ他ハ運送ナク之ヲ市町村長（東京都ノ区ノ
 存スル区域ニ在リテハ調査員）ニ交付スベシ
 第八條 地方長官ハ市町村長ヨリ提出シタル調査票ヲ檢査ノ上之ヲ毎
 月二十五日迄ニ内閣統計局長ニ送付スベシ
 第九條 東京都ノ区ノ存スル区域以外ノ地域ニ在リテハ地方長官ハ市
 町村長ヨリ第十五條、第二十一條第一項、第二十三條第二項及第二
 十五條第二項ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ

裏面白紙

報告スベシ

東京都ノ区ノ存スル区域ニ在リテハ東京都長官ハ第十三條、第十四條、第二十條、第二十二條及第二十四條ノ規定ニ依ル処理ヲ務リタルトキハ前項ニ準ジ直ニ其ノ旨ヲ内閣府計局長ニ報告スベシ

第十六條 東京都ノ区ノ存スル区域以外ノ地域ニ在リテハ市町村長ハ地方長官ヨリ調査員ノ任命ノ通知ヲ受ケタルトキ、東京都ノ区ノ存スル区域ニ在リテハ東京都長官ハ調査員ヲ任命シタルトキハ調査員ノ担当スベキ價格報告者ヲ定メ之ヲ本人ニ通知スルト共ニ証票ヲ交付スベシ

第三十一條 市町村長ハ東京都ノ区ノ存スル区域ニ在リテハ東京都長官ハ第十三條ノ規定ニ依ル検査ノ結果又ハ前條ノ項目別價格検査ノ結果調査員ノ記入ニ誤謬若ハ脱漏アルコトヲ発見シタルトキ又ハ報告ノ價格ヲ適當ナラズト認メタルトキハ調査員ヲシテ速ニ再調査ヲ爲サシメ又ハ訂正ノ手續ヲ爲サシムベシ

前橋中野町村長（東京都ノ区ノ存スル区域ニ在リテハ東京都長官）
トアルハ屯館八條三項ノ場合ニ於テハ区長ヲ會ムモノトス

裏面白紙

昭和二十二年七月五日總理廳令第十号

警察所統計調査規則（抜萃）

第二十三條 この總理廳令中市町村又は市町村長に關する規定は、これらに準ずべきもの及東京都の区に存する区域にあつては各区又は各區長にこれを適用する。

裏面白紙

昭和十九年四月十五日勅令第二六五号

勤勞統計調査令（抜萃）

第五條 本令中市町村及市町村長ニ關スル規定ハ東京都ノ区ノ存スル
区域ニ在リテハ区及区長ニ、都廳、府縣支廳、都廳府縣支廳長、市
町村並ニ市町村長及町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條
第三項ノ市ニ在リテハ各市、市長、区及区長ニ之ヲ適用シ本令中市
町村トアリ又ハ市町村長トアリ若ハ町村長トアルハ町村又ハ町村長
ニ準ズベキモノヲ包含ス

裏面白紙

戦災復興院第四三三号

昭和二十二年八月十三日

戦災復興院總裁官房庶務課長

内務省地方局長 殿

特別市制に関する件

地発乙第五三九号によつて御照会になつた標記の件左記の如く御回答します。

記

一、直轄地方機関の権限及び管轄区域等の變更に関する事項
市街地建築物法の施行等との関係上府縣廳と有機的連絡を計るた
め、特別市を管轄区域とする建築出張所の権限並びに管轄区域を
變更する見込み

戦災復興院



経庶第一二三号

昭和二十二年八月十一日

總裁官房庶務課長



總理廳官房總務課長 殿

特別市制に関する件

八月五日附總理廳乙第六〇号で照会のあつた特別市制に関し、当本部
においては意見がないから可然御処理願たい。

尚本件は本廳に於ては戦災復興院の主掌に属するものと思料せらる
るので爲念申添ふ。

經濟安定本部

裏面白紙

裏面白紙

陸軍

復第六十一号

昭和二十二年八月十三日

總理廳總務課長殿

復員廳總裁官房長

特別市制に関する件回答

總理廳乙第六十号の件について左の通り回答する。

一、新に法律上の処置は必要とらざらば特別市實現の時機もその際における復員事務の状況によつては府縣に特別市の復員事務を担任せしむると可とする場合も生じ、其際には自治法附則第十條第二項による特例を政令で設ける必要を生ずる。

二、及び三、に該當するものなし。

(附註第八・五)

俘虜第一六號

昭和二十二年八月六日

總理廳官房總務課長 殿

俘虜情報局總務課長

特別市制に關しては當局では意見はありません。

俘虜情報局



裏面白紙



統委事第三〇二號

昭和二十二年八月十三日

統計委員會事務局總務課長

總理廳官房總務課長 殿



特別市制に関する件回答

地方統計機構の整備を図るために兼に昭和二十二年七月十日の閣議においてその要綱が決定され、府縣については地方事務官又は地方技官たる統計官を配置することになり本年度（九月以降）追加豫算に計上されることになったのであるが、特別市の指定に伴ひ來年度から特別市に統計官を配置する豫定であるので御含置き願いたい。

右御回答する。

裏面白紙

昭和三十二年八月十五日

昭和三十一年八月十五日

物價廳次長

内務省地方局長 殿

特別市制に関する件

標記の件については、当價の見解は左の通りである。

一、物價統制令及びその附属法令中には、地方長官（地方自治法附則第十三條の規定により都道府縣知事とみられる、以下も同様）に物價廳長官の職権の一部を委譲し又は地方長官に対する價格の屈出を命ずる等地方長官に一定の権限を認めてゐる規定（物價統制令第三十一條、昭和三十一年八月勅令第三百八十二号（同令改正勅令）附則第三項、物價統制令施行規則第四條、第五條、第十一條、價格等表示規則第四條、價格等取締規則第二條乃至第六條）

裏面白紙

三六二

があるが、もし特別市が実施されるときには、地方自治法第十三
條の規定によつて、特別市の市長も右の権限が認められることにな
る。しかし、かように地方物價行政の区域が現在よりも更に細
分化することは、物價行政を複雑化させ統制を弱める結果となる
ので、^併当業としてはこれに對照する措置として現在都道府縣知事
に從つて將來特別市の市長に認められることとなる権限について
再検討を加え物價行政の特殊性を考慮して、これを各地方物價事
務局長に統轄する方針を考慮してゐる。

二 当廳の直轄地方機關としては物價廳地方物價事務局があり、その
管轄区域は昭和二十一年八月内閣告示第二十二号によつて、別表
のように定められてゐるが、特別市が都道府縣の区域外となる結
果、特別市に指定されるものについては、新たに地方物價事務局の
管轄区域に編入しなければならぬ。

裏面白紙

めくれず

裏面白紙

名称	管轄区域
仙台地方物價事務局	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
東京地方物價事務局	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣
名古屋地方物價事務局	岐阜縣、豐岡縣、愛知縣、三重縣、富山縣、石川縣
大阪地方物價事務局	滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、福井縣
廣島地方物價事務局	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣
高松地方物價事務局	徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣
福岡地方物價事務局	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣
札幌地方物價事務局	北海道

三、当該關係地方公共的團體としては、價格査定規則に基く都道府縣價格査定委員会等があるが、同委員会等は都道府縣單位に置かれてゐるので、特別市が指定されれば一に述べたと同様の理由によつてこれに對應する措置を考慮せねばならない。

乙 第六〇號
案 昭和三年八月五日 日 決 昭和 年 月 日 施 昭和 年 月 日

昭和三年八月五日

總理廳官房總務課長

總理廳恩給統計兩局長

戰災復興院庶務課長

復興廳官房長

俘虜情報司總務課長

經濟安定本部庶務課長

宛 (各通)

物價廳 第二部 總務課長
統計委員 會事務局長

特別市制に關する件

標記の件係に關する別紙のとおり内務省地方局長
より照會が有つたので至急何分の御返事一紙を
照會する。

地發乙第五三九號

昭和二十二年八月二日

内務省地方局長

總理廳官房總務課長殿

特別市制に関する件

標記の件に関し、左記について国会より資料を要
求されているので至急貴廳の御意見を承りたい。

記

✓一 特別市の指定に伴い、貴廳に於て法令上措置
を必要とする事項

二 貴廳直轄地方機關の権限及び管轄区域等の更
更に関する事項

三 貴廳関係地方各種公共的団体（支部を含む）の区
域の変更及び事務の配分等に関する事項